

令和2年

第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	4
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第 1 諸般の報告	6
8	日程第 2 議席の指定	6
9	日程第 3 会期の決定	6
10	日程第 4 議長選挙	6
11	日程第 5 会議録署名議員の指名	8
12	日程第6から日程第12	8
13	提案理由説明	9
14	質疑・討論・採決	12
15	日程第13 一般質問	20
16	閉会	23

会 議 日 程

令和2年11月16日（月曜日） 午後1時35分開会

- 第 1 諸般の報告
第 2 議席の指定
第 3 会期の決定
第 4 議長選挙
第 5 会議録署名議員の指名
第 6 議第 9号 専決処分の報告及び承認について
(令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算(第4号))
第 7 議第10号 専決処分の報告及び承認について
(熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例の制定)
第 8 議第11号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
の認定について
第 9 議第12号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会
計歳入歳出決算の認定について
第10 議第13号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第
1号)について
第11 議第14号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会
計補正予算(第1号)について
第12 議第15号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
第13 一般質問

○

出席議員(36名)

1番 紫 垣 正 仁
3番 松 岡 隼 人
4番 安 田 康 則
5番 高 岡 利 治
7番 中 嶋 憲 正
8番 坂 本 道 博
9番 中 口 俊 宏
11番 守 田 憲 史
12番 園 田 浩 文
13番 浜 崎 昭 臣

14番	来	海	恵	子
15番	上	村	則	幸
16番	松	尾	純	久
18番	福	永	栄	助
20番	佐	藤	真	二
21番	小	林	久	美子
22番	高	橋	周	二
23番	渡	邊	誠	次
24番	市	原	正	文
25番	後	藤	三	治
26番	堀	田	直	孝
27番	吉	良	清	一
28番	藤	木	正	幸
29番	清	崎	輝	昭
30番	西	村	博	則
31番	宮	川	安	明
32番	工	藤	文	範
33番	片	山	裕	治
35番	川	野	雄	一
37番	吉	瀬	浩	一郎
39番	中	嶽	弘	継
40番	高	岡	重	盛
41番	木	下	丈	二
42番	内	山	慶	治
44番	溝	口	峰	男
45番	錦	戸	俊	春

○

欠席議員（9名）

2番	中	村	博	生
6番	中	尾	嘉	男
10番	桑	原	千	知
17番	佐	藤	安	彦
19番	高	巢	泰	廣
34番	竹	崎	一	成
36番	森	本	完	一
38番	森	山		宏
43番	松	谷	浩	一

○

説明のため出席した者

広域連合長	大西一史
監査委員	飯銅芳明
事務局長	近浦茂実
事務局次長兼事業課長	丸山尊司
事務局次長兼総務課長	京雅巳
事務局次長兼給付課長	大西学

○

議会事務局職員

議会事務局長	入江常治
書記	吉田正男
書記	高田洋治
書記	中野貴之

○

午後1時35分開会

○

○工藤文範 副議長

それでは時間となりましたので、本会議を開催いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を務めさせていただきます。

議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

議員並びに傍聴の皆様申し上げます。

本定例会において新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いいたします。

また、議席の配置を広く取り、議場内の換気を図るため、会議中も議場出入口の前後2か所を開放したままとするなど、通常とは異なる運営を行ってまいりますので、御了承願います。

開会に先立ち、令和2年7月豪雨により犠牲となられました方々に対しまして、哀悼の意を表するため、1分間の黙禱をささげたいと存じます。

御起立をお願いします。

黙禱。

(総員起立 黙禱)

○工藤文範 副議長

黙禱を終わります。御着席願います。

ただいまから本会議を開催いたします。

ただいまの出席議員は36名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、本日、荒木副連合長におきましては、都合により欠席の申し出がっております。本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。日程第6ないし日程第12の議案審議につきましては、まず、提案理由について一括して説明を求め、その後、監査委員報告を経て、議案に対する質疑を行った後、討論・採決に入ることとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

開会に先立ち、大西連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○ _____
○大西一史 広域連合長
議長。

○ _____
○工藤文範 副議長
大西連合長。

○ _____
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。広域連合長の大西でございます。定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和2年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年は、年明けから新型コロナウイルス感染症への対応に迫られ、一時落ち着きを見せたかに思われた7月、本県を襲いました記録的な豪雨によりまして、多くの自治体が甚大な被害を受けることとなりました。先ほど黙禱をささげたところでございますが、改めましてお亡くなりになられました方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、被災された市町村の議員各位におかれましては、一日も早い復興、生活再建に向け、まさに全力で取り組んでおられることと存じます。広域連合といたしましても、被災された被保険者の皆様がこれまでどおり安心して医療サービスが受けられるよう保険料の減免や医療機関窓口で支払う一部負担金の免除など、関係市町村の御協力により被保険者の皆様に寄り添った対応に努めてまいったところでございます。

今後も県下45市町村と連携し、被保険者の皆様がいつまでも長く健康でいられるよう保健事業の充実を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。議員の皆様には、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(大西一史広域連合長 着席)

○

日程第1 諸般の報告

○工藤文範 副議長

これより、日程第1、「諸般の報告」を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による現金出納検査結果報告及び同法第199条第9項の規定による令和元年度定期監査結果報告がありましたので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

日程第2 議席の指定

○工藤文範 副議長

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、今回選出されました議員の議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

○

日程第3 会期の決定

○工藤文範 副議長

次に、日程第3、「会期決定の件」を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤文範 副議長

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○

日程第4 議長選挙

○工藤文範 副議長

次に、日程第4、「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤文範 副議長

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、副議長を務めております私から指名させていただきますと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤文範 副議長

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に紫垣正仁議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました紫垣正仁議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤文範 副議長

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました紫垣正仁議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました紫垣正仁議員が議長におられます。

紫垣議長に御挨拶をお願いいたします。

○
(紫垣正仁議長 登壇)

○紫垣正仁 議長

ただいま御選出いただきました、熊本市議会議長の紫垣正仁でございます。

この荣誉ある立場をいただきましたこと、心から光榮に存じております。

この後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様の生命と健康を維持するためには最も重要な施策でございます。しかし、医療費の増大が続き、令和4年からは団塊の世代の方々が被保険者として加わります。そういう中におきましても、この制度は大切なものでございますので、安定的な運営をしていくことがこの広域連合に求められております。そういう中で、今日はお集まりいただいております。本議会といたしましても、被保険者である高齢者の皆様の負託に応えますよう、その責任を果たしていかねばなりません。

今後も全集中の呼吸でこの議会の運営に公正・公平を基に努めてまいりますので、議員の皆様方の御協力のほどお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶とさせていただきます。

今後よろしくをお願いいたします。

(紫垣正仁議長 着席)

○工藤文範 副議長

これで私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。
紫垣議長、議長席にお着き願います。

(工藤文範副議長 議長席を降りる)

(紫垣正仁議長 議長席に着席)

○紫垣正仁 議長

それでは、議事を進行いたします。

日程第 5 会議録署名議員の指名

○紫垣正仁 議長

これより、日程第 5、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 7 6 条の規定により、議長が指名するようになっております。

8 番、坂本道博議員、1 4 番、来海恵子議員を指名いたします。

日程第 6 議第 9 号 専決処分の報告及び承認について

(令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号))

日程第 7 議第 10 号 専決処分の報告及び承認について

(熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定)

日程第 8 議第 11 号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議第 12 号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議第 13 号 令和 2 年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)について

日程第 11 議第 14 号 令和 2 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

日程第 12 議第 15 号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○紫垣正仁 議長

次に、日程第 6 ないし日程第 1 2、議案審議を行います。

議第 9 号ないし議第 1 5 号を一括して議題といたします。

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○大西一史 広域連合長

議長。

○紫垣正仁 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

それでは、議第9号から議第15号までの提案理由説明につきまして、一括して説明させていただきます。

はじめに、「専決処分報告及び承認について」でございます。議第9号、議第10号の議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定め、地方自治法第179条第3項の規定に基づきまして、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

議第9号につきましては、令和元年度の特別会計補正予算であります。令和元年度の療養給付費等の財源であります国・県等の負担金、補助金及び交付金等の交付確定及び決算見込みに基づき、歳入歳出予算を補正するものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ34億3,244万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2,948億4,338万円としたものであります。

議第10号につきましては、本広域連合の医療に関する条例の一部改正として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、感染症に感染するなどした被用者が休みやすい環境を整えるため、傷病手当金を支給できるようにするもので、高確法第86条第2項の規定に基づき、関係条例について所要の改正を行ったものでございます。

次に、議第11号、議第12号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和元年度の広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算について、議会の認定をお願いするものであります。

一般会計につきましては、主に広域連合の組織運営に関する経費について、また、後期高齢者医療特別会計は、主に約28万人の被保険者に対する保険給付等経費について支出したものでございます。その結果、一般会計では、歳入総額3億802万8,287円、歳出総額2億5,444万2,855円となり、歳入歳出差引残額5,358万5,432円を令和2年度に繰り越すものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2,960億2,848万9,216円、歳出総額2,876億6,783万4,574円となり、歳入歳出差引残額83億6,065万4,642円を令和2年度に繰り越すものであります。

続いて、議第13号の令和2年度一般会計補正予算(第1号)につきましては、令和元年度の一般会計決算に伴います繰越金を編入するため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,858万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,010万円とするものであります。また、この補正予算に併せまして、地方自治法第214条に基づき、債務負担行為を設定しております。

次の議第14号、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和元年度特別会計決算に伴います繰越金の編入のほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億5,050万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,899億4,813万8,000円とするものです。また、この補正予算に併せまして、地方自治法第214条に基づき、債務負担行為を設定しております。

次に、議第15号、高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料の均等割額の軽減に係る基準額について適正な判定としますため、関係条例の改正を行うものでございます。具体的には、被保険者均等割額の軽減判定基準額に世帯に属する給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えることにより、軽減判定の基準額を引き上げるものであります。

以上が審議いただきます議案でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

（大西一史広域連合長 着席）

○**紫垣正仁 議長**

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の審査結果について、監査委員からの報告を求めます。

○**飯銅芳明 監査委員**

議長。

○**紫垣正仁 議長**

飯銅監査委員。

（飯銅芳明監査委員 登壇）

○**飯銅芳明 監査委員**

監査委員の飯銅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

長洲町の福永議員も議会選出の監査委員に就任されておられますが、代表いたしまして私のほうから報告させていただきます。

お手元に、「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算審査意見書」を配付してあるかと思っておりますので、お目通し、お願いいたします。

地方自治法第233条第2項の規定によりまして、広域連合長から令和2年8月4日付けで審査に付されました、令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算に関する書類の審査結果を報告いたします。

審査は、令和2年8月31日に福永監査委員とともに実施いたしましたところでございます。

審査の対象といたしましたのは、一般会計及び特別会計、それぞれの歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及びこれらに関する証書類、並びに財産に関する調書等でございます。

審査の方法は、それぞれの会計の歳入歳出決算書及び証書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置きまして、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行いまし、必要に応じて関係資料の提出を求め、関係職員からの説明を聴取し、また例月現金出納検査等の結果を参考として計数の正確性等について審査を実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました「令和元年度歳入歳出決算書」及び「令和元年度主要施策の成果説明書」、その他の関係書類等は、それぞれの法令に準拠して作成されており、計数に誤りはなく、決算は適正であると認めました。

また、決算に係る監査委員の意見といたしましては、審査意見書の1ページから2ページまでに記載のとおりでございます。1ページ目の第5、意見における前段部分では、高齢化社会の進展に伴い、後期高齢者医療制度の重要性は一段と高まっており、増加の一途をたどる医療給付費抑制のために推進すべき取り組みについて、及び新型コロナウイルス感染症による影響について述べていますが、これを受けた後段部分をこれから読ませていただきたいと存じます。

「さらに、保険料軽減特例の段階的な見直し等の制度改正が行われているが、被保険者に対し混乱や不安を招かないよう、十分な周知・広報及び丁寧な説明に努められたい。今後も、後期高齢者医療制度の運営主体として、制度の動向を注視しつつ、国や県、市町村及び関係団体との連携・協力を一層強め、補助金等を活用した財政基盤の安定強化を図るとともに、保険者機能の強化にも努められるよう要望する。なお、特別会計歳入の第三者納付金や、一部負担金差額などの返納金において、約6,870万円の収入未済額が発生していることについては、健全な財政運営とともに、被保険者間の負担の公平性の観点から、さらに効率的な未収金縮減のための対応策を講じるなど、引き続き法令等に基づいた適正な債権管理に取り組まれたい。」と記載しているところでございます。

また、決算根拠等、具体的な数字につきましては、3ページから13ページまでに記載のとおりでございますので、お目通しいただきたいとお願いいたします。

以上、令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計に係る決算審査の報告といたします。

(飯銅芳明監査委員 着席)

○

○紫垣正仁 議長

これより、議案に対する質疑に入ります。

議第10号、議第12号及び議第14号について、小林久美子議員から質疑の通告が来ておりますので、発言を許します。

はじめに、議第10号について、小林久美子議員の発言を許します。

なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____
○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____
○紫垣正仁 議長

21番、小林久美子議員。

_____ ○ _____
(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

菊陽町の小林久美子です。

議第10号につきましては、「専決処分の報告及び承認について（熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）」についてですが、この条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をする観点から被用者に傷病手当金を支給できるようにするものです。この傷病手当金の制度については、どのように周知徹底されたのか。また、実際に利用した人は何人だったのかをお聞きし、それから、実際に熊本県ではコロナ感染症に罹患した人は、今日の熊日の報道では912名とありました。これは、質問の通告をしていないんですけども、75歳以上の方が実際どの程度罹患をされているのかが、もしお手元でわかるのであれば、教えていただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____
○近浦茂実 事務局長

議長。

_____ ○ _____
○紫垣正仁 議長

近浦事務局長。

_____ ○ _____
(近浦茂実事務局長 登壇)

○近浦茂実 事務局長

議員御質問の1点目、傷病手当金制度の周知方法についてお答えします。

傷病手当金制度の周知につきましては、本広域連合のホームページの中で制度の概要や申請書の様式等、必要な情報を提供するとともに、7月3日付けで全被保険者に対しまして送付いたしました後期高齢者医療制度のリーフレットに「傷病手当金の支給制度について」の御案内を掲載いたしております。さらに、県内の市町村に対しても、広報紙等への掲載や窓口等での相談対応など、協力要請をさせていただいたところでございます。

次に、2点目の傷病手当金制度の利用人数についてですが、現在までに傷病手当金を申請され、支給決定を行った実績はございません。傷病手当金に関する相談は、広域連合や各市町村の窓口で受け付けておりますが、相談件数は合わせて10件程度となっております。そのうち2件については、相談の結果、申請書一式を送付いたしておりますが、これまでのところ申請までには至ってございません。

それから、3点目の912名の感染者のうち、75歳以上がどの程度かということですが、通告になかった御質問ですので、私ども手元のほうにその根拠となる資料を持ち合わせておりませんので、お答えいたしかねます。失礼いたします。

(近浦茂実事務局長 着席)

○**小林久美子 議員**

議長。

○**紫垣正仁 議長**

小林久美子議員。

(小林久美子議員 登壇)

○**小林久美子 議員**

答弁では周知方法についてはホームページや全被保険者に配布をしたと今説明がありましたけれども、県下全体で相談件数が10件ほどであり、あまりにも少ないのではないかなというふうに思いました。

また、私も、先ほど75歳以上の方がどの程度罹患をされているのかというのは通告をしておけばよかったなと思いますけれども、また後日でも実数、また割合などがわかれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

それから、75歳以上の方で働いている方に対してしっかりと対応できるように、今後とも周知徹底に努めていただきたいというふうに思います。

今回の条例は被用者だけなんですけれども、できれば個人事業主やフリーランスの方への支援なども、入っていませんが、私は必要だと感じています。そのことを要望して、この議第10号に対する質問を終わりたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

○**紫垣正仁 議長**

以上で、議第10号についての質疑は終了いたしました。

次に、議第12号について、小林久美子議員の発言を許します。

○**小林久美子 議員**

議長。

○紫垣正仁 議長

小林久美子議員。

○

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第12号について質問をします。

議第12号は、「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」です。質疑の通告書には1から4までしていますが、保険料の関係で1、4を先にさせていただいて、2、3というふうに移りたいと思います。

熊本県の一人当たりの平均所得は、全国よりかなり低くなっています。所得に対して、保険料の負担が重いのではないかと思います。実態についてどのように把握されているのか、質問します。

さらに、低所得者に対する保険料軽減特例措置については、前年度と比較してどうなっているのか、お尋ねします。

それから、保健指導についてお聞きします。健診受診率を上げるために今後どのように取り組んでいくのか、お聞きします。

また、健康増進費の不用額が約1,050万円ありますが、その主な要因についてお聞きします。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○紫垣正仁 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議員御質問の1点目、熊本県の被保険者一人当たりの平均所得は全国に比べかなり低いが、所得に対して保険料の負担が重いのではないかと、こういう御質問でございますが、まず、熊本県の被保険者の平均所得につきましては、国が実施しております後期高齢者医療被保険者実態調査の令和元年度結果によりますと、被保険者一人当たり所得額は約58万8,000円、公的年金収入に換算しますと約178万8,000円相当となっております。この額は、全国で32位、九州で3位という位置づけでございますが、一人当たり保険料額は5万6,474円であり、全国で36位、九州で5位となっております。また、一人当たり所得額が全国で30位から34位までの本県を含む5つの県（福島県、和歌山県、愛媛県、高知県、及び熊本県）で比較をいたしますと、一人当たり保険料額は、5県

中4位でございます。全国的に見ても、所得に対して保険料の負担が重いとは必ずしも言えないものと認識いたしております。

次に、2点目の低所得者に対する保険料軽減特例措置につきましては、令和元年度から令和2年度にかけて均等割8割軽減だった方が7割軽減へ、8.5割軽減だった方が7.75割軽減へと見直しをされました。なお、5割軽減の対象と2割軽減の対象範囲が拡大され、その分の軽減の対象者は増加をしております。特例軽減が減少した部分の影響といたしましては、影響を受けた被保険者数は14万8,439人（全被保険者の51.73%）、影響額は約6億5,000万円であり、一人当たり4,395円の負担増となっております。なお、5割及び2割の軽減特例対象範囲の拡大による影響については、影響を受けた被保険者数は2,633人、影響額は約3,100万円であり、一人当たり1万1,924円の負担が減っております。

（大西一史広域連合長 着席）

○ _____

○ 近浦茂実 事務局長
議長。

○ _____

○ 紫垣正仁 議長
近浦事務局長。

（近浦茂実事務局長 登壇）

○ 近浦茂実 事務局長

小林議員質問の後半の保健事業についての質問のうち、健診受診率を上げるために今後どのように取り組むのかという御質問につきましてお答えいたします。

健診の受診率の状況は、市町村ごと、圏域ごとでも差が生じておりますので、まずは、医科健診・歯科健診の受診率の分析を行い、その後、分析結果について、市町村へ情報提供を行いまして、受診率向上に向けた取り組みにつなげていただくこととしております。また、令和2年度から始まりました高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業においても、健診の受診勧奨や健康不明者等の把握を進めてまいることとしております。このような取り組みを進めるとともに、熊本県や国民健康保険団体連合会とも情報交換を行いながら、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康保持増進費の不用額、約1,050万円の主な要因についてお答えいたします。

不用額が生じた1つ目の要因としましては、委託料になりますが、これは訪問指導事業におきまして360万円の不用額が生じたものです。この訪問指導事業は、重複・頻回受診や健診後に指導が必要と判断される被保険者に対し、専門業者への委託により保健師等が訪問指導を行うものですが、委託契約先について、一般競争入札を行った結果、予算に計上していた単価より3,000円ほど下がったことにより生じたものでございます。

また、2つ目の要因としましては、負担金補助及び交付金になりますが、これは長寿・

健康増進事業費補助金と派遣職員給与の不用額576万円です。長寿・健康増進事業費補助金については、市町村で実施いたしました訪問指導や人間ドックの実績数が当初の見込みより減少したこと、また、派遣職員給与につきましては、職員給与の平均額で予算措置をしていたため、結果として不用額が生じたものでございます。

(近浦茂実事務局長 着席)

○**紫垣正仁 議長**

以上で、議第12号についての質疑は終了いたしました。

次に、議第14号について、小林久美子議員の発言を許します。

○**小林久美子 議員**

議長。

○**紫垣正仁 議長**

小林久美子議員。

○**小林久美子 議員**

議第14号について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響によって主たる生計維持者の収入が減少した場合の保険料については減免制度が適用されると思うが、具体的な対象やその内容はどうなっているのか、お聞きします。

また、災害等臨時特例補助金については、7月の豪雨災害などは考慮されているのか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

○**近浦茂実 事務局長**

議長。

○**紫垣正仁 議長**

近浦事務局長。

○**近浦茂実 事務局長**

議員御質問の1点目、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免制度についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によって主たる生計維持者の収入が減少した場合の保険料につきましては、現在、国による新型コロナウイルス感染症関連の保険料減免に対す

る財政支援の基準に沿って減免を行っているところでございます。減免対象といたしましては、1つ目が新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者、2つ目が新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が3割以上減少した世帯に属する被保険者となっております。

なお、主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下かつ減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得額が400万円以下であるという所得要件もございます。

減免の対象となる保険料の範囲といたしましては、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの、特別徴収の場合は、その期間に特別徴収対象年金の給付日が設定されているものとなります。

減免割合としましては、主たる生計維持者の前年の所得額に応じて5段階ございまして、300万円以下の場合は全額、300万円を超え400万円以下の場合は10分の8、400万円を超え550万円以下の場合は10分の6、550万円を超え750万円以下の場合は10分の4、750万円を超え1,000万円未満の場合は10分の2が免除されることになっております。

次に、2点目の災害等臨時特例補助金について、7月の豪雨災害は考慮されているのかということでございますが、今回の補正予算の歳入における災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対する補助分のみとなっております。

なお、令和2年7月豪雨災害に伴う減免に対する国の財政支援のうち、医療機関の窓口で納めていただく一部負担金の減免につきましては、減免に要する費用の10分の8を特別調整交付金で、残りの10分の2がこの災害等臨時特例補助金の対象となっております。この分につきましては、今後の予算措置で反映されることとなります。

(近浦茂実事務局長 着席)

○

○紫垣正仁 議長

以上で、議案に対する質疑は終了いたしました。

次に、討論及び採決に入ります。

議第9号、「専決処分の報告及び承認について（令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」）、議第10号、「専決処分の報告及び承認について（熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）」を一括して採決いたします。

以上、2件については、討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

議第9号、議第10号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

起立多数と認めます。

よって、議第9号、議第10号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第11号、「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんので、これより議第11号を採決いたします。

議第11号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

起立多数と認めます。

よって、議第11号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議第12号について、小林久美子議員より討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○紫垣正仁 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第12号、「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対討論を行います。

その第1の理由は、保険料負担の問題です。特別会計の決算は、制度開始以来、毎年黒字決算で、今年度の実質剰余金は48億9,900万円にのぼっています。実質剰余金は保険料改定時の抑制財源と言われてはいますが、実際にはこの間引き上げが行われ、保険料抑制財源にはなっていません。先ほどの答弁では、国の実態調査では熊本県の被保険者の一人当たり所得額は約58万8,000円で全国32位ということでした。一人当たりの保険料額は5万6,474円で全国36位、全国的に見ても、所得に対して保険料の負担が重いとは言えないという答弁でした。しかし、被保険者の生活実態から見ますと、本当にそうだろうかという疑問を感じます。高齢者は、年金を削減され、その上、消費税増税と、暮らしがますます厳しくなっています。さらに、保険料軽減についても、特例見直しの影響で、令和元年度から令和2年度にかけては一人当たり4,395円の増になっています。

高齢者の保険料の負担軽減については、保険料軽減の特例措置を続けるべきではないかと考えます。

第2の理由は、健康保健事業費の不用額が3,630万円になっています。健診の受診率や歯科健診の受診率もそれぞれ健診は前年比0.65%、歯科健診は0.02%と僅かに上がっていますが、市町村によってかなりばらつきがあります。やはり市町村の格差をなくすためにも、受診勧奨のための働きかけをもっと強化するべきだと思います。

以上、2点の主な理由で反対討論とします。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

○

○紫垣正仁 議長

以上で、議第12号について、小林久美子議員の討論は終わりました。

これより、議第12号、「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議第12号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

起立多数と認めます。

よって、議第12号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

これより、議第13号、「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第13号を採決いたします。

議第13号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

起立多数と認めます。

よって、議第13号は、原案のとおり可決されました。

これより、議第14号、「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第14号を採決いたします。

議第14号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

起立多数と認めます。

よって、議第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第15号、「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第15号を採決いたします。

議第15号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

起立多数と認めます。

よって、議第15号は、原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

日程第13 一般質問

○紫垣正仁 議長

次に、日程第13、「一般質問」を行います。

お手元に配付しております「一般質問通告書」のとおり、小林久美子議員から一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、発言時間は一人10分以内、回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○紫垣正仁 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

一般質問を行います。

第1点は、本年度からの保険料引き上げについての影響がどのように表れているかということです。

2番目に、新型コロナウイルス感染症の拡大によって暮らしが打撃を受けています。また、先ほども特別会計のとき述べましたが、熊本県の一人当たりの被保険者の所得も低く、

保険料の負担が大きいのと思います。減免措置の拡大とともに、保険料の引き下げが必要ではないかとしています。私たちが町民の方にお話をお聞きしますと、「年金額が年々少なくなっていく」「この先、生活できるか不安」「医療保険、介護保険を引かれると、手元には7、8万円しか残らない」「年金が国民年金で、一人暮らしは本当につらい」と、こういう声をお聞きします。高齢者の方の生活が、コロナの関係もありますけれども、かなり切実になってきているのではないかと思います。昨年の議会でも保険料の引き下げと減免措置の拡大を求めましたが、残念ながら今年度からの保険料の引き上げは実施されています。

今、お尋ねをします、この2点について、どのように受け止めておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長
議長。

_____ ○ _____

○紫垣正仁 議長
大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議員御質問の1点目、今年度からの保険料引き上げの影響についてお答えいたします。

令和2年度の当初賦課時の一人当たり保険料額は6万768円で、前年度に比べて5,497円の増額となっております。今回の保険料額の改定につきましては、その御案内と保険料額決定通知書を全被保険者に送付をいたしました。被保険者からの負担増に対する苦情もありましたが、医療給付費が増え続けていること、高齢化により被保険者数が増加していることなど、丁寧な説明に努めてまいりました。ほとんどの被保険者の方々には御納得をいただいております、ある程度の理解を得ることはできているものと認識しております。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症に伴う減免措置の拡大や保険料の引き下げが必要ではないかという御指摘でございますが、現在、本広域連合では国による新型コロナウイルス感染症関連の保険料減免に対する財政支援の基準に沿って減免を行っているところです。これを国の基準以上に拡大することとなりますと、その費用を次期料率改定時に上乗せすることになりまして、令和4・5年度の保険料率をさらに引き上げざるを得ないということになります。そのため、熊本県独自での減免措置の拡大は難しいものと考えております。

また、被保険者に御負担いただいている保険料についてですが、後期高齢者医療制度におきましては、おおむね医療給付費の1割を被保険者の保険料で賄う仕組みとなっております。したがって、医療の高度化などにより医療給付費が増加すれば被保険者の保険

料も増加することとなります。本広域連合の医療給付費は年々増え続けておりまして、また令和4年からは団塊の世代の方々の後期への加入により被保険者数も増大するなど、非常に厳しい環境になることが見込まれます。したがって、現時点におきましては、保険料の引き下げを考えることは難しいものと認識をしております。

本広域連合におきましては、今年度から開始いたしました保健事業と介護予防の一体的実施によりまして、被保険者の皆様の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図りながら、被保険者の負担に配慮した保険料の設定に努めてまいりたいと考えております。

(大西一史広域連合長 着席)

○
小林久美子 議員

議長。

○
紫垣正仁 議長

小林久美子議員。

○
小林久美子 議員

答弁いただきました。今年の保険料の引き上げは、一人当たりの保険料額が5,497円の増額になっていること、一律に保険料を引き下げると収支が合わず、本医療制度の運営が困難になるということでした。しかし、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者が対象である本制度は、就労困難な方も多く、一人当たりの所得も低いことが実情です。その上、先ほどお話をしました年金の引き下げ、消費税の増税の影響でますます悪化しています。また、国は75歳以上の窓口負担を1割から2割にしていく計画もあります。そうしますと、保険料の値上げ、そして窓口負担など、本当に生活実態に照らして限界を超えているというふうに思っています。私は、今後とも引き続き保険料の引き下げを求めていくことを発言して、質問を終わります。

(小林久美子議員 着席)

○
紫垣正仁 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

ここで、お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を本職に委任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○
紫垣正仁 議長

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを本職に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、令和2年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時33分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 紫垣 正仁

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 来海 恵子

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 坂本 道博